

兼用工作物について

国土交通省 道路局 路政課

ここは、道路のことについて学ぶ道路大学校。道路に関する法律を勉強する路政科の生徒たちは、今日も一生懸命、道路法について勉強します。

道雄先生

さて、今日のテーマは「兼用工作物」についてだ。本年度の最後の授業だからしっかり聞くように。

道路法（以下「法」という。）第20条は、兼用工作物の管理について規定しているね。ではまずともきくん、兼用工作物とはなんだかわかるかな？

ともき（生徒）

兼用工作物とは、道路と堤防、護岸、ダム、鉄道橋、軌道橋、踏切道、駅前広場等の公共の用に供する工作物又は施設とが、相互に効用を兼ねる場合の、当該道路及び他の工作物をいいます。

道雄先生

そうだね。法第20条第1項の規定は、道路が他の工作物としての性格を有するものである場合、当然他の工作物としての必要な管理も行われることになるから、兼用工作物を実際に管理する場合において、両者の調整を図るために、兼用工作物の管理については、道路管理者と他の工作物の管理者とが協議してその管理の方法を定めることができることとしたものだよ。

では次に、当該他の工作物の管理者が兼用工作物となった道路を管理するとき、どこまでの管理行為をなすことができるかな？

ともき（生徒）

法第20条第1項では、他の工作物の管理者が道路を管理することとなったときは、法第13条第1項及び第3項並びに第15条から第17条の規定にかかわらず管理の方法を定めることができるとされているので、協議の対象となる道路の管理は、道路の新設・改築・維持・修繕等の事実行為に限らず、占用許可、工事施行、費用負担の命令、監督処分の発動等の行政権限の行使についても行うことができます。

道雄先生

そのとおり。ただ、法第20条第1項ただし書では、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路に関する工事及び維持以外の管理を行わせることはできないこととされているので注意が必要だね。他にも、国道の新設又は改築については、全国的な幹線道路網を形成するものであることから、道路管理者において直接行なうことが適当との考え方に基づき、本条の協議の対象から除外されているよ。

また、道路法施行令第5条において、道路の区域を公示する権限、道路台帳を調製・保管する権限等は、他の工作物の管理者に代行させることができないこととされているから、これらの権限を協議の対象とすることはできないんだ。

ともき（生徒）

なるほど。ところで、道路法施行令第6条では、協議の結果他の工作物管理者が代行することとなった道路管理者の権限のうち道路の区域の決定・変更の権限や占用の許可の権限等の諸権限を当該他の工作物の管理者が行った場合においては、遅滞なくその旨を道路管理者に通知しなければならないこととされているのですね。

道雄先生

そうだね。では次に、法第20条第2項について、同項は国土交通大臣である道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しない場合について定めているけど、これは、国土交通大臣が道路管理者として他の工作物の管理者と兼用工作物の管理の方法について協議した場合に当該協議が成立しないときは、国土交通大臣は当該他の工作物について所轄権限を有する大臣と協議することで、できるだけ当該兼用工作物の管理に係る協議を成立させることが実際の運用において望ましいという趣旨から設けられた規定なんだ。

また、法第20条第3項では、国土交通大臣以外の道路管理者と他の工作物の管理者との間で兼用工作物の管理の方法について協議が成立しない場合にも、兼用工作物の性格からできるだけ当該協議を成立させることが望ましいので、国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事に対する裁定を申請することができるとされているね。

ではともきくん、法第20条第4項では何が定められているかな？

ともき（生徒）

法第20条第4項では、兼用工作物の管理方法について、国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事が裁定を行う場合について、法第7条第6項を準用していて、これにより国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事は裁定に当たって、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者の意見を聴かなければならぬこととなります。また、これらの管理者の意見は十分尊重することとされ、当該道路の道路管理者が意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあっては、道路管理者であり管理費用の負担者である都道府県の議会に諮問しなければならず、その他の道路にあっては、その道路管理者であり管理費用の負担者である地方公共団体の議会の議決を経なければならないとして、地方公共団体の意見を十分反映させることとされています。

道雄先生

そうだね。準用規定、かつ、読み替え規定も置かれているので難しいけど、丁寧に読むことが大事だね。では、次に法第20条第5項だけど、この規定は、同条第2項の規定による協議が成立した場合又は第3項の申請に基づき裁定がなされた場合には当該兼用工作物に係る道路管理者と他の工作物の管理者との間の協議が成立したものとみなされ、道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該協議又は裁定に拘束され、それに従って当該兼用工作物を管理しなければならないこととされているね。法第20条第5項の規定は、実際の運用の便宜を図り管理の能率化を図ったものであるといえるよ。

ともき（生徒）

実際の管理が円滑になされるようにこのような規定が設けられているんですね。では先生、実際に管理する際、どうしても費用がかかると思うのですが、兼用工作物の管理の費用については、何か規定があるんですか？

道雄先生

兼用工作物の費用の負担については、法第55条で費用負担に関する協議に関する規定が置かれているよ。管理は費用の負担とは切り離して考えることができないものだから、実際に兼用工作物の管理方法について協議するときは、その費用の負担についてもあわせて協議するようすべきだね。

ともき（生徒）

管理するには必ずお金が必要ですもんね。あともう一つ質問なのですが、法第20条は任意規定になっていますが、他の工作物の管理者が協議に応じない場合等は何か措置できるのでしょうか？

道雄先生

良い質問だね。ともきくんの言うとおり、この兼用工作物の管理についての協議は任意規定になっているけれど、兼用工作物の適切な管理を図るため、やむを得ない場合を除き協議することが望ましいといえるね。もし法第20条の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議がない場合、他の工作物の管理者に当該兼用工作物に係る道路に関する工事を施行させ、又は道路の維持をさせることが適当であるときは、道路管理者は、法第21条の規定により、他の工作物の管理者に当該工事の施行又は維持を命令することができるんだ。

ともき（生徒）

ちゃんとそういった担保がされているんですね。よくわかりました！

道雄先生

さて、今年度の授業はここまでだ。みんな、路政科で1年間よく頑張ったね。4月になったら後輩もできると思うけれど、後輩に恥ずかしい姿を見られないように、よくよく勉強しておくように。ではまた次の授業でお会いしましょう！

※この物語はフィクションです。登場人物、団体等、実在のものとは一切関係ありません。